

海上労働システム船上検査申込書

一般財団法人 日本海事協会 () 支部・事務所 御中

1. 申込者 (船舶所有者)

申込文書番号		申込日	
--------	--	-----	--

会社名 住所		所属部所	
		担当者名 (署名/捺印)	
電話番号		Fax番号	
E-mail		携帯電話番号	

日本海事協会の「海上労働システム規則」及び「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」を了承のうえ、下記の海上労働システムに関する船上検査実施と証書の発行を申し込みます。なお、検査手数料等は検査の成否に関わらず支払うことに同意します。

2. 船舶検査の種類

仮証書 発行検査*	初回	中間	更新	臨時	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	変更内容: <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 旗国 <input type="checkbox"/> 認定団体 (RO) <input type="checkbox"/> その他 ()
検査日:			検査場所:		
入港 (渠) / 着岸予定			出港 (渠) 予定		

* 日本籍船の場合は、臨時海上労働証書発行のための検査に読み替える。

3. 検査を受ける船舶

船名			
船級及び船級番号		IMO 番号	
船籍		船籍港	
総トン数		*船の種類 (SMC/ISSC 記載)	
起工日		**現船籍の登録 (予定) 日	
船員の国籍 (全て)			

* IMO SPS コードに該当する船舶の場合は、“Special Purpose Ship” と記載してください。

**現船籍に登録された日を Continuous Synopsis Record (CSR) 又は国籍証書等で確認のうえ、記載してください。

4. 検査実施に関わる情報

本船の DMLC Part II: <input type="checkbox"/> 審査中 <input type="checkbox"/> 審査済み (Letter of Review 番号/NK の場合:) 審査団体名称:
審査済みの DMLC Part II に規定された措置で船舶の運航を開始した日 (初回検査時のみ):
船長は海上労働条約の順守及び要件に対する責任を理解していますか: <input type="checkbox"/> はい
船上検査の際に用いられる言語: <input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> その他 ()
検査の立会者として指名された方: <input type="checkbox"/> 陸上から参加 <input type="checkbox"/> 船長 <input type="checkbox"/> その他 ()

5. 代理店

会社名 住所			担当者名	
			携帯電話番号	
電話番号		Fax番号		E-mail

6. 添付書類

- 暫定 MLC 発行検査、初回検査、又は本会に初めて MLC 船上検査を申し込む場合：すべての書類を添付してください
- 中間、更新、臨時検査を申し込む場合：直近の検査後に発行、変更、書き換えがあった書類を添付してください

<input type="checkbox"/> (仮) 国籍証書及び Continuous Synopsis Record (CSR)
<input type="checkbox"/> DMLC Part I 及び会社サイン及び印章済の DMLC Part II (暫定 MLC 発行検査時は DMLC Part I/II 共にドラフトでも良い)
<input type="checkbox"/> DMLC Part II の審査が完了している事を証明する文書 又は DMLC Part II の提出・審査申込受理を証明する文書 (暫定 MLC 発行検査前に DMLC Part II の審査が完了していない場合)
<input type="checkbox"/> 居住設備の適合を示す書類 (証書、適合証明書、検査記録等)
<input type="checkbox"/> 船舶検査証書 (日本籍船の場合)

7. *MLC 船舶所有者情報 (日本籍船の場合)

MLC 船舶所有者の名称	
MLC 船舶所有者の住所	

* 申込者と MLC 船舶所有者が異なる場合、船舶検査証書又は CSR に記載の MLC 船舶所有者の名称及び住所を記載願います。
日本籍船においては、船舶借入人 (裸用船者) 及び共有船の場合の船舶管理人も MLC 船舶所有者の定義に含まれます。

8. 検査手数料等請求先

(注) 検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。

会社名 住所		所属部所	
		担当者名	
電話番号	Fax番号	E-mail	

9. 通信欄

--

「船舶所有者」とは、船舶の所有者又は船舶の管理人、代理人、裸傭船者その他の団体若しくは個人であって、当該船舶所有者から船舶の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、この条約に従って船舶所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者に代わって義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。